



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成29年6月1日
資料配布		14時00分

件名	平成28年度「近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び平成29年度活動方針について
----	---

概要	<p>近畿地方整備局では平成19年4月に、建設業者の法令違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置（同日に各地方整備局等で設置）し、建設業法令遵守に向けた取り組みを強化しています。</p> <p>今般、平成28年度の活動結果（別紙1）をとりまとめるとともに、平成29年度の活動方針（別紙2）を策定しましたのでお知らせします。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 若林 隆司（内線6119） 建設産業第一課 課長補佐 城戸 伸悟（内線6144） 電話 06-6942-1141（代表） 06-6942-1071（直通）
------	--

平成28年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動結果

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

	平成28年度	平成27年度
駆け込みホットライン等	248件	359件
上記のうち、違反疑義情報	46件	58件

違反疑義情報の主な内容：現場配置技術者の不設置等、工事請負契約書の不作成、標識の不掲示等。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施

	平成28年度	平成27年度
立入検査等	121回	71回

内訳：大臣許可事業者 100件

（内数：社会保険立入検査65件、営業所調査8件）

知事許可事業者 21件

3. 監督処分・勧告の実施

	平成28年度	平成27年度
許可取消し	0件	0件
営業停止	6件	5件
指示	0件	1件
勧告・指導	9件	18件

営業停止：建設業法違反1件、独禁法違反1件、労働安全衛生法違反1件

刑法違反（贈収賄）2件、法人税法違反1件

勧告・指導：監理技術者の専任義務違反、営業所専任技術者の専任義務違反

請負契約書の交付義務違反 等

4. 講習会等建設業法令遵守に関する活動

	平成28年度	平成27年度
講習会等の開催	34回	27回
受講者数	4,575名	4,460名

平成29年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針

①下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取り組み

平成29年3月に「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂され、下請代金はできる限り現金払いとすること等が追加されたところであり、その周知徹底に努める。

②建設業法令遵守に向けた取り組みの強化

○通報制度等の活用

「駆け込みホットライン」「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、建設業法令遵守に関する講習会や建設業団体等との意見交換会、ホームページにより一層の周知を図り、これらの通報制度による情報収集に努める。

また、直轄工事において社会保険等に未加入の元請・一次下請の建設業者が確認された場合は、建政部においては発注部局からの通報を受け加入指導等を行い、加入指導に従わない場合は社会保険等部局に通報を行っているが、平成29年4月以降、二次以下の下請業者も社会保険等加入業者に限定したことから、発注部局や社会保険等部局との一層の連携に努める。

○立入検査の実施

下請取引等実態調査の結果や「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」に通報のあった建設業者を優先的に選定のうへ立入検査を実施し、適正な施工体制、適正な下請契約に関する項目を確認するほか、下記項目を重点項目として確認及び周知徹底に努める。

- ・建設業法令遵守ガイドライン
- ・法定福利費が明示された「標準見積書」等の活用状況
- ・安全衛生経費確保状況

なお、下記項目については、引き続き、確認及び周知徹底に努める。

- ・経營業務管理責任者、営業所専任技術者の常勤性
- ・名ばかり営業所

また、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査や消費税の適切な転嫁の確認についても、国土交通本省と連携を図り適切な対応に努める。

○建設業法令遵守ガイドライン等の周知・徹底

建設業法令遵守ガイドラインをはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、立入検査、講習会、研修会等の機会を通じて、周知徹底に努める。

○建設業取引適正化推進月間（11月）

各府県の建設業許可部局と連携し、建設業法令遵守に関する講習会の開催や合同による知事許可業者への立入検査を実施する。

○関係機関との連携

各府県、関係省庁及び業界団体と連携し、意見交換会や建設業法令遵守に関する講習会を開催する。

また、各府県警察本部と連携し暴力団の排除に努める。

③近畿地方整備局独自の取り組み

- 下請取引の適正化に向けたパンフレットを更新し、ホームページへの掲載、立入検査時の配付等により建設業法令遵守について周知徹底
- ホームページを活用し、建設産業における担い手の確保・育成に関する取組事例の紹介や各府県等の建設業を対象とした補助事業の紹介